

神戸女学院大学機関リポジトリ管理運用規程

2014年3月7日

教授会制定

(目的)

第1条 この規程は、神戸女学院大学機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の管理運用に関し必要な事項を定めることにより、本学の教育活動の支援と研究活動の推進を図るとともに、社会への貢献を果たすことを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「リポジトリ」とは、神戸女学院大学（以下「本学」という。）の教育研究活動において作成された学術情報等を電子的に収集・蓄積・保存し、ネットワークを通じて学内外に無償で発信・提供するシステムをいう。

(統括責任者)

第3条 リポジトリの管理運用を統括するため、統括責任者を置き、図書館長をもって充てる。

(委員会)

第4条 リポジトリの管理運用に関する重要な事項は、図書館委員会において審議する。

(管理運用)

第5条 リポジトリの管理運用は、本学図書館（以下「図書館」という。）が行うものとする。

(登録する資格を有する者)

第6条 リポジトリに登録できる者（以下「登録資格者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学の専任教職員（退職者を含む。）
- (2) 本学大学院に在籍する者
- (3) その他、図書館長が適当と認めた者

(登録の対象となる学術情報等)

第7条 リポジトリに登録することができる学術情報等は、本学における学術的な研究の

成果である学術論文（学術雑誌論文、学会発表論文等）、紀要、学位論文、研究報告書（科学研究費補助金研究成果報告書、ワーキングペーパー等）、図書、その他公開可能な研究・教育成果で、次に掲げる要件をすべて満たしているものとする。

- (1) 登録資格者が作成、又は作成に関与したものであること。
- (2) リポジトリシステムに登録し、電子的に保存・公開できるものであること。
- (3) 公開することによって、法令上、社会通念上又は情報セキュリティ上の問題が生じないものであること。
- (4) 大学院生が作成した学術情報等については、指導教員の推薦を得たものであること。

(申請・登録手続)

第8条 リポジトリに学術情報等の登録を希望する者（以下「申請者」という。）は、別に定める様式により図書館に登録申請手続を行い、図書館長から当該学術情報等の登録の許可を得るものとする。

- 2 学術情報等の登録は、前項の許可を受けた申請者が行う。
- 3 前2項の規定にかかわらず、紀要等で本学の教育研究機関等が発行したものについては、その著作者がリポジトリへの登録を拒否したものを除き、当該教育研究機関等がその手続を代行することができるものとする。

(著作権等)

第9条 リポジトリへの学術情報等の登録において、著作権その他の権利（以下「著作権等」という。）が申請者のみに帰属している場合には、申請者は、図書館に対して著作権等の無償での利用を許諾したものとみなす。

- 2 リポジトリへの学術情報等の登録において、著作権等が申請者を含めた複数の者及び団体に帰属している場合には、申請者は、あらかじめ関係する全ての著作権者の許諾を得ておかなければならない。
- 3 リポジトリに登録された学術情報等の著作権等は、図書館に移転されることなく、著作権者に留保されるものとする。

(登録された学術情報等の運用)

第10条 図書館は、リポジトリに登録された学術情報等を次の各号のとおり運用するものとする。

- (1) 当該学術情報等を複製し、リポジトリを構築するサーバに格納する。
- (2) 前号の複製物をインターネットで不特定多数の者に無償で公開（送信）する。
- (3) 保存・利用・送信の便宜のために必要に応じて媒体変換を行う。

(登録された学術情報等の利用に係る遵守事項)

第 11 条 図書館は、リポジトリに登録された学術情報等の利用について、次のことを遵守するものとする。

- (1) 前条に掲げる運用方法以外による運用は行わないこと。
- (2) ネットワークを通じて学術情報等を利用する者に対し、著作権法を遵守するよう次の内容を周知すること。

「学術情報等の利用にあたっては、原則として著作権者に許諾を得なければならないが、私的使用目的での複製や引用等、著作権法で定める権利制限規定の範囲内の利用については、著作権者に許諾を得ることを要しない。」

(登録された学術情報等の削除)

第 12 条 図書館は、次の各号のいずれかに該当する場合は、リポジトリに登録された学術情報等を削除することができる。

- (1) 学術情報等を登録した者から削除の申請があり、図書館長が認めた場合
- (2) 他者に帰属する著作権等を侵害する、又は社会的にみて著しく不適切な内容を含むと図書館長が認めた場合

(免責事項)

第 13 条 本学並びに図書館は、リポジトリに登録された学術情報等を利用することによって生じたいかなる損害・不利益についても、一切責任を負わないものとする。

(補則)

第 14 条 この規程に定めのない事項については、図書館委員会で協議する。

(規程の改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、図書館委員会の議を経て教授会が行う。

附 則

この規程は、2014年4月1日から施行する。